

提案条例説明資料

令和7年9月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 57 号
2	題名	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国の人事院規則の一部改正を踏まえ、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 妊娠、出産等についての申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対する措置の新設（第 17 条の 2 関係）</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）等を知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 申出職員の子や家族の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>2 3 歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対する措置の新設（第 17 条の 2 関係）</p> <p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）等を知らせるための措置</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 対象職員の 3 歳に満たない子や家族の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 7 年 10 月 1 日</p> <p>2 経過措置 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第 17 条の 2 第 2 項の例により、措置を講ずることができる。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 58 号
2	題名	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)の一部が改正され、部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 部分休業の承認請求が可能な非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間の要件を削除(第 22 条関係) 2 現行の部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いの廃止(第 23 条関係) 3 第 1 号部分休業に加え、1 年につき条例で定める時間の範囲内の部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の新設に伴う改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 2 号部分休業の承認(第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 関係) 原則 1 時間を単位とし、1 年につき 10 日相当の勤務時間の範囲内とする。 (2) 部分休業の形態の選択(第 23 条の 3 関係) 職員が部分休業の形態を選択する期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 (3) 申出内容の変更(第 23 条の 5 関係) 配偶者の入院等により、部分休業の申出の内容を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 4 その他規定の整理
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 令和 7 年 10 月 1 日 2 経過措置 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 号部分休業の承認は、5 日相当の勤務時間の範囲内とする。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 59 号
2	題名	浜田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
3	目的・理由	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、創設された乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）においては、同法の規定により市町村は事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされました。当該基準については、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して定めることとされており、市の実情に同府令で定める基準と異なる内容を定める特段の事情や特性はないことから、同府令と同様の基準となる条例を制定するものです。</p>
4	概要	<p>1 一般型乳児等通園支援事業に関する基準（第 21 条—第 24 条）</p> <p>(1) 設備</p> <p>ア 乳児又は満 2 歳に満たない幼児（以下「0・1 歳児」という。）を利用させる事業所 乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</p> <p>(ア) 乳児室の面積 0・1 歳児 1 人につき 1.65 m²以上</p> <p>(イ) ほふく室の面積 0・1 歳児 1 人につき 3.3 m²以上</p> <p>イ 満 2 歳以上の幼児（以下「2 歳児」という。）を利用させる事業所 保育室又は遊戯室及び便所を設けること。</p> <p>保育室又は遊戯室の面積 2 歳児 1 人につき 1.98 m²以上</p> <p>(2) 職員 保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置くこと。</p>

		<p>ア 乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上配置する。</p> <p>イ 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。</p> <p>ウ 乳児等通園支援従事者は、1 つの事業所につき 2 人以上配置する。</p> <p>(3) その他事業実施に必要な基準</p> <p>2 余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準（第 25 条・第 26 条）</p> <p>設備及び職員の基準は、施設又は事業所の区分に応じ、島根県及び市の基準条例の定めるところによる。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 60 号
2	題名	浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	当該条例において規定されている注意報の名称について、 現行の名称とするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 注意報の名称の整理（第 13 条関係） （改正前）異常乾燥注意報 （改正後）乾燥注意報 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 61 号
2	題名	浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市国民宿舎千畳苑を用途廃止することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市国民宿舎千畳苑条例は、廃止する。 (1) 名称 浜田市国民宿舎千畳苑 (2) 位置 浜田市下府町 2164 番地 85
5	施行期日等	1 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日 2 経過措置 施行日の前日までに、廃止前の条例の規定により納付することとされた利用料金については、廃止前の条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
6	備考	用途廃止後は、民間事業者の有償譲渡を行う予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 62 号
2	題名	浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例
3	目的・理由	美又温泉等の美肌に関する地域資源を活用し、観光振興の拡大による地域経済の活性化を図るとともに、市民の心身の健康の増進に寄与するため、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設定及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 浜田市美又温泉美肌観光拠点施設</p> <p>(2) 位置 浜田市金城町追原 31 番地 3</p> <p>2 施設（第 2 条）</p> <p>(1) 日帰り入浴施設</p> <p>(2) 温泉スタンド</p> <p>(3) にぎわい創出エリア</p> <p>3 事業（第 3 条）</p> <p>(1) 日帰り入浴施設及び温泉スタンドの提供</p> <p>(2) 美肌観光の企画及び情報発信</p> <p>(3) にぎわい創出エリアを活用した事業</p> <p>(4) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>4 管理（第 4 条及び第 5 条）</p> <p>(1) 管理するもの 指定管理者</p> <p>(2) 業務 第 3 条（にぎわい創出エリアを除く。）の事業、施設等の利用許可、維持管理等に関する業務</p> <p>5 開館時間等（第 6 条）</p> <p>(1) 開館時間 午前 10 時から午後 9 時まで</p> <p>(2) 休館日 水曜日（温泉スタンドは無休）</p>

		<p>6 利用料金（第 12 条及び別表）</p> <p>(1) 別表の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>(2) 利用料金制（指定管理者の収入とする。）</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日（浜田市美又温泉国民保養センター条例の廃止は、令和 8 年 4 月 1 日）</p> <p>2 準備行為 施行日前においても、指定管理者の指定、施設等の利用許可等を行うことができる。</p>
6	備考	施行期日については、規則に委任することとします。

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 63 号
2	題名	浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号。以下「育児休業条例」という。）の一部改正に伴い、企業職員の部分休業制度においても同様に拡充するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 部分休業制度を拡充する改正について、育児休業条例を引用して行うもの（第 14 条関係） 部分休業 育児休業条例第 23 条第 1 項に規定する第 1 号部分休業及び同条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する第 2 号部分休業をいう。</p> <p>2 介護休暇及び介護時間の定義に浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号。以下「勤務時間条例」という。）を引用する改正（第 14 条関係） (1) 介護休暇 勤務時間条例第 16 条第 1 項に規定する休暇をいう。 (2) 介護時間 勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する休暇をいう。</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	令和 7 年 10 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 64 号
2	題名	浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	能登半島地震を踏まえた国からの通知に伴い、災害その他非常の場合に宅内配管等の復旧に対応する事業者及び工事店を確保するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市水道給水条例【第 1 条】</p> <p>(2) 浜田市公共下水道条例【第 2 条】</p> <p>(3) 浜田市集落排水施設条例【第 3 条】</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 非常時の工事可能事業者の特例の追加（【第 1 条】第 7 条関係、【第 2 条】第 6 条関係、【第 3 条】第 10 条関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">災害その他非常の場合、他の市町村長等又は他の市町村長等の指定を受けた者等が工事の実施を可能とする規定を追加</p> <p>(2) その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日